



山形県公報

平成20年11月4日(火)
第1991号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程... (農政企画課) ...1427
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... (経営安定対策課) ... 同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 ) ...1428
- 種畜証明書の交付..... (工コ農業推進課) ... 同
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取..... (建築住宅課) ... 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び放送回数.....1429
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (庄内総合支庁地域支援課) ... 同

## 告 示

### 山形県告示第955号

山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年11月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程(昭和40年1月県告示第60号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の注書第7項第3号口中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「社員数(財団法人)」を「社員数(一般財団法人)」に改め、「(財団法人にあつては、寄附行為)」を削り、「(財団法人)」を「(一般財団法人)」に改める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

### 山形県告示第956号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年11月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.60%」を「年0.55%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年10月21日から適用する。
- 2 平成20年10月21日に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第957号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年10月21日から適用する。
- 2 平成20年10月21日に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第958号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成20年11月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 証明書番号                 | 家畜の<br>種 類 | 品 種  | 名 前   | 飼 養 者                     |                        |
|-----------------------|------------|------|-------|---------------------------|------------------------|
|                       |            |      |       | 住 所                       | 名称（氏名）                 |
| 平 20 山 形<br>地 臨 第 2 号 | 牛          | 黒毛和種 | 佐 貴 勝 | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076番<br>地 | 山形県農業総合研究センター畜<br>産試験場 |

山形県告示第959号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第6項ただし書の規定により許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成20年11月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日 時 平成20年11月12日（水） 午後2時から
- 2 場 所 西村山郡河北町谷地戊680 - 4  
松西公民館
- 3 申請者 西村山郡河北町谷地甲1804  
有限会社ベルモード 代表 宇野清一
- 4 建築物の計画 河北都市計画区域内の第2種住居地域である河北町谷地字ホ地内での工場併用住宅の増築（木造2階建て、延べ面積359.02平方メートル）

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第86号

平成21年1月25日執行予定の山形県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

平成20年11月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| テレビジョン放送        |    | ラジオ放送    |    |
|-----------------|----|----------|----|
| 株式会社さくらんぼテレビジョン | 1回 |          |    |
| 山形放送株式会社        | 1回 | 山形放送株式会社 | 1回 |
| 株式会社テレビユー山形     | 1回 |          |    |

山形県選挙管理委員会告示第87号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成20年11月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

「まつやま会館」を「まつやま会館  
酒田市琢成学区コミュニティ防災センター」に、  
「飽海郡遊佐町 白井自然の家  
遊佐町漁村センター」を「飽海郡遊佐町 遊佐町漁村センター」に改める。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年11月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 申請のあった年月日  
平成20年10月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称  
特定非営利活動法人 ぼらんたす
  - 代表者の氏名  
佐々木 祐輔
  - 主たる事務所の所在地  
鶴岡市大山字砂押203番地8
  - 定款に記載された目的  
この法人は、「ボランティア」「ボランティア」をキーワードにして、それに関わるあらゆる分野を対象に、人づくり・まちづくり・地域づくりの活動をすすめていきます。ボランティア活動の調査事業、研究事業、ボランティアの人材育成事業などの活動を通して、庄内地方のボランティア活動を、より活性化し、持続可能な、継続可能な活動にすることを目的にします。

平成20年11月4日印刷  
平成20年11月4日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056